

これまでに寄せられた主なご意見と裁判所の考え

※Q：質問、A：回答

Q 1 別の土地で建て替えはできませんか。

A 1 他の候補地も検討し、打診も行いましたが、現在地より適する場所がありませんでした。

なお、裁判所の周辺には検察庁、弁護士会館及び法務局などの裁判事務と関係の深い施設も集まっています。

Q 2 地下階を増やすことで、建物の高さをもう少し低くできないでしょうか。

A 2 裁判所の事務に必要な部屋数を確保しつつ景観へ配慮するため、地下を活用することにより6階建てから3階建てとしました。さらに地下階を増やした場合、裁判所に来庁する方が利用する部屋も地下に配置することとなり、明るさや湿度などの点で室内環境が悪化するため、高さをより低くすることは難しいと考えています。

Q 3 「事業概要、計画説明」の12頁の「日影図4」の黄色の5mラインや青色の10mラインの辺りが日影になるのですか。

A 3 日影になるのは、これらのラインではなく、黄色や青色で塗られた部分です。黄色で塗られた部分は冬至に1日5時間以上日影になり、青色で塗られた部分は冬至に1日3時間以上日影になります。

Q 4 建物の木造化はできないのでしょうか。

A 4 裁判所庁舎には被告人や被疑者などの収容施設や裁判記録の保管場所が必要であり、そのような施設には逃走防止や防火の観点から木造は適していないため、木造とはしていません。

しかし、公共建築物の木造化を進める観点から、自転車置場について木造化を図るほか、庁舎の仕上げ材の一部にも鳥取県産の木材を利用することを考えています。

Q 5 耐火木材を使用することも可能ではないでしょうか。

A 5 耐火木材は通常の木材より高価であり、経済性とのバランスも考

慮しながら計画しています。

Q 6 工事による騒音や地盤沈下への対策はされているのでしょうか。

A 6 防音フェンスをより高くしたり、近隣に振動が伝わらないような工夫をしたりするなどの方策の検討を行ってまいります。

Q 7 埋蔵文化財への対応はどのようにされているのでしょうか。

A 7 新庁舎建築範囲は、令和5年度から発掘調査を行います。それ以外の範囲においても、地面を掘る際は、鳥取市の文化財課職員の立会いの下で行い、出土物があった場合の対応について同職員の指示に従います。

Q 8 近隣住民のプライバシーへの配慮はされているのでしょうか。

A 8 住宅側の窓は極力小さな窓にします。また、植栽による目隠しの配慮ができないか考えます。